

告 示

埼玉県選管告示第四十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和七年十月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 所沢美原総合病院	埼玉県所沢市美原町二丁目二千九百三十四番地の三